

奈良市議会基本条例（案）〔作業部会案〕に対する各会派・無所属議員からの意見記入シート

<今後の特別委員会での協議予定：7月4日（水）・第1章、第2章>

第1章 総則

<H24.7.4現在>

条項	奈良市議会基本条例（案）〔作業部会案〕	会派名または無所属議員名：
1-1 目的	<p><u>A案</u> この条例は、地方自治の本旨に基づき、二元代表制のもとでの議会の役割を踏まえつつ、議会及び議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、公平、公正で透明な議会運営を図り、もって市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p>	
1-2 基本理念	<p><u>A案</u> 議会は、市政における最高の意思決定機関として、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ適正な議論を尽くし、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。</p>	
1-3 基本方針	<p><u>A案</u> 議会は、（前条の）基本理念にのっとり、次の各号に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。                      (1) 市民に対して積極的な議会活動の情報公開及び情報発信に努めること。                      (2) 市民が参画しやすい開かれた議会運営に努めること。                      (3) 市民の意思を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させるように努めること。                      (4) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政運営について監視及び評価を行うこと。                      (5) 積極的に政策立案又は政策提言に取り組み、本市の政策を決定すること。                      (6) 議会改革の推進に努めること。</p>	
1-4 最高規範性・条例の位置付け	<p><u>A案</u> この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。</p>	